

社会福祉法人大井町社会福祉協議会会員規程（案）

〔昭和61年4月1日
大社協規程第1号〕

改正 平成8年3月29日大社協規程第1号

改正 平成17年3月28日大社協規程第1号

改正 平成29年1月27日大社協規程第1号

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人大井町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第32条に基づき、会員に関し必要な事項を定める。

（会員の種類）

第2条 本会の会員は、一般会員及び賛助会員とする。

（一般会員）

第3条 一般会員は、次に掲げるものとする。

- （1） 第1種会員 大井町に住所を有する世帯
- （2） 第2種会員 自治会長
- （3） 第3種会員 民生委員児童委員協議会
- （4） 第4種会員 社会福祉施設
- （5） 第5種会員 社会福祉に関係ある団体及び個人
- （6） 第6種会員 社会福祉に関心を持つ団体及び個人
- （7） 第7種会員 社会福祉に関係ある行政機関の代表及び個人
- （8） 第8種会員 有識者

（賛助会員）

第4条 賛助会員は、本会の趣旨目的に賛同し、本会の事業に要する経費を賛助するものとする。

（入会）

第5条 会員となるには、別に定める様式により申込み、第4種、第5種及び第6種会員については、理事会の承認を得るものとし、第7種及び第8種会員については会長が推薦し理事会の承認を得たものとする。

（会費）

第6条 会員となったものは、次の会費区分により毎年会費を納めるものとする。

- （1） 一般会費並びに団体会費 年額 一口 500円
- （2） 賛助会費 年額 一口 5,000円

2 前項の会費は、年度の途中で入会・退会の場合においても月割計算は行わないものとする。

(退会)

第7条 会員は、次に掲げる場合退会したものとす。

- (1) 会員から申出があった場合
- (2) 会員たる資格を失った場合
- (3) 除名

(除名)

第8条 会員が本会の名誉を棄損したとき、又は本会の趣旨目的に反する行為があったときは、理事会の同意を得、評議員会の議決を経てこれを除名することができる。

ただし、この場合評議員会開催日の7日前までにその旨を当該会員に通知し、評議員会において弁明する機会を与えなければならない。

2 前項の除名議決があったときは、除名処分を付した文書をもって速やかにその旨を当該会員に通知しなければならない。

(会員への報告等)

第9条 本会は、会員へ次のことを報告しなければならない。

- (1) 事業計画及び予算について
- (2) 事業報告及び決算について

2 本会は、毎年その業務の運営について会員の意見を反映するように務めなければならない。

3 第1項の報告は、本会の発行する機関紙をもって行う。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。